

No. 1 7

令和6年（3月）

第1回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 1 2 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 課 都 市 計 画 課	1
第 1 3 号	熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	ス ポ ー ツ タ ウ ン 推 進 課	4
第 1 4 号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消 防 総 務 課	5
第 1 5 号	熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	予 防 課	7
第 1 6 号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	1 3
第 1 7 号	業者名及び審査結果 ((仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その1))	東 部 地 域 開 発 推 進 室	1 6
第 1 8 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	2 0
第 1 9 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	2 3

議案第 1 2 号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市手数料徴収条例（平成 1 7 年条例第 6 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
	事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額
1 1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付	（略）	1 1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍の記録事項証明書（全部、個人、一部）</u> の交付	（略）
1 2	（略）	（略）	1 2	（略）	（略）
<u>1 2</u> <u>の 2</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用する方法による場合又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円</u>			
1 3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除	（略）	1 3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除	（略）

改 正 案			現 行		
	籍 証 明 書 の 交 付			か れ た 戸 籍 の 記 録 事 項 証 明 書 (全 部 、 個 人 、 一 部) の 交 付	
1 4	(略)	(略)	1 4	(略)	(略)
1 4 の 2	除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 (地 方 公 共 団 体 の 手 数 料 の 標 準 に 関 す る 政 令 に 規 定 す る 総 務 省 令 で 定 め る 金 額 等 を 定 め る 省 令 第 1 条 の 2 に 規 定 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 に よ る 場 合 又 は 同 一 事 項 の 除 籍 の 謄 抄 本 若 し く は 除 籍 証 明 書 と 同 時 に 請 求 す る 場 合 を 除 く 。)	除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 1 件 に つ き 7 0 0 円			
1 5	戸 籍 に 関 す る 届 出 若 し く は 申 請 の 受 理 、 届 書 そ の 他 の 書 類 の 記 載 事 項 又 は 届 書 等 情 報 の 内 容 の 証 明 書 の 交 付	(略)	1 5	戸 籍 に 関 す る 届 出 若 し く は 申 請 の 受 理 又 は 届 書 そ の 他 の 書 類 の 記 載 事 項 の 証 明 書 の 交 付	(略)
1 6	戸 籍 に 関 す る 届 書 そ の 他 の 書 類 又 は 届 書 等 情 報 の 内 容 を 表 示 し た も の の 閲 覧	書 類 又 は 届 書 等 情 報 の 内 容 を 表 示 し た も の 1 件 に つ き 3 5 0 円	1 6	戸 籍 に 関 す る 届 書 そ の 他 の 書 類 の 閲 覧	書 類 1 件 に つ き 3 5 0 円

改正案			現行		
			<u>3.6の2</u>	特定の民間再開発事業（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	31,000円
<u>3.6の2</u>	特定民間再開発事業（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	（略）	<u>3.6の3</u>	特定民間再開発事業（租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業をいう。）の認定の申請に対する審査	（略）
<u>3.6の3</u>	（略）	（略）	<u>3.6の4</u>	（略）	（略）
備考（略）			備考（略）		

議案第13号の参考資料

熊谷市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第115号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) (3) <u>公募による市民</u>	第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略)

議案第 14 号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 226 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																														
<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、<u>9, 100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4, 200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 500</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>13, 350</u> 円</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10, 800</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>11, 650</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 500</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12, 500</u> 円	<u>13, 350</u> 円	（略）	分団長及び副分団長	<u>10, 800</u> 円	<u>11, 650</u> 円	<u>12, 500</u> 円	<p>（補償基礎額）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合にあっては、<u>8, 900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4, 200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 440</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>13, 320</u> 円</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10, 670</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>11, 550</u> 円</td> <td style="text-align: center;"><u>12, 440</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12, 440</u> 円	<u>13, 320</u> 円	（略）	分団長及び副分団長	<u>10, 670</u> 円	<u>11, 550</u> 円	<u>12, 440</u> 円
階級		勤務年数																													
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																												
団長及び副団長	<u>12, 500</u> 円	<u>13, 350</u> 円	（略）																												
分団長及び副分団長	<u>10, 800</u> 円	<u>11, 650</u> 円	<u>12, 500</u> 円																												
階級	勤務年数																														
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																												
団長及び副団長	<u>12, 440</u> 円	<u>13, 320</u> 円	（略）																												
分団長及び副分団長	<u>10, 670</u> 円	<u>11, 550</u> 円	<u>12, 440</u> 円																												

改 正 案				現 行			
部長、班長	9, 100	9, 950	10, 800	部長、班長	8, 900	9, 790	10, 670
及び団員	円	円	円	及び団員	円	円	円
備考 (略)				備考 (略)			

議案第15号の参考資料

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧
対照表

熊谷市消防関係事務手数料徴収条例（平成18年条例第182号）

（下線部分は改正部分）

改正案			
別表（第2条関係）			
事務の種類及び区分			手数料の額
1	（略）		（略）
2	消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	（略）	
	貯蔵所		
		（略）	（略）
		特定屋外タンク貯蔵所（ <u>浮き屋根を有する</u> 特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。））、 <u>浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）</u> 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	（略）
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及	<u>危険物の貯蔵最大数量が</u> 1,450,000円
			<u>1,000キロリットル以</u>

現 行

別表（第2条関係）

事務の種類及び区分		手数料の額
1	(略)	(略)
2	消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(略)
		貯蔵所
		(略)
		(略)
		特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
		(略)
		(略)
		(略)
		(略)
		(略)

び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	上5,000キロリットル 未満のもの		
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以 上10,000キロリット ル未満のもの	1,720,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル 以上50,000キロリット ル未満のもの	1,920,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル 以上100,000キロリ ットル未満のもの	2,360,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリット ル以上200,000キロ リットル未満のもの	2,740,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリット ル以上300,000キロ リットル未満のもの	5,640,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリット ル以上400,000キロ リットル未満のもの	7,240,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリット ル以上のもの	8,790,000円	
	岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリット ル未満のもの	5,930,000円
		(略)	(略)
	(略)	(略)	

3	消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査			2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所においては、総務省令で定める場合には、 <u>特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所</u> 以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
4	消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査			2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所においては、 <u>特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所</u> 以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項の区分。以下同じ。）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額

備考（略）

3	消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査			2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、総務省令で定める場合には、 <u>特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所</u> 以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
4	消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査			2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、 <u>特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所</u> 以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項の区分。以下同じ。）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額

備考（略）

議案第 16 号の参考資料

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第 33 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（報酬等）</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）には、<u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 第 1 号会計年度任用職員の期末手当は、<u>任期が 2 月以上の者</u>（規則で定める者を除く。）で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（<u>次項及び第 12 項（これらの規定を第 6 条第 5 項において準用する場合を含む。）</u>において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに支給する。</p> <p>11～13 （略）</p> <p>14 <u>第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当は、任期が 2 月以上の者</u>（規則で定める者を除く。）で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（<u>以下この項及び第 16 項（これらの規定を第 6 条第 6 項において準用する場合を含む。）</u>において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに、<u>その者の基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。</u></p> <p>15 <u>第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第 1 号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>16 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において第 1 号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に</u></p>	<p>（報酬等）</p> <p>第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）には、<u>報酬及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 第 1 号会計年度任用職員の期末手当は、<u>任期が 6 月以上の者</u>（規則で定める者を除く。）で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（<u>以下この条</u>において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに支給する。</p> <p>11～13 （略）</p>

改正案	現行
<p>相当する額として規則で定める額とする。</p> <p><u>17 前3項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職常勤職員の例により支給する。</u></p> <p>(報酬等の特例)</p> <p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額は、前条第3項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日額の報酬を受ける者 日額 <u>2万円</u></p> <p>2 前項に規定する者に対する期末手当及び勤勉手当については、前条第10項から第17項までの規定にかかわらず、規則で定める。</p> <p>第4条 統一的な基準に基づき報酬を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。</p> <p>(給料等)</p> <p>第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2条第10項から第13項までの規定は、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条第10項中「者(規則で定める者を除く。)」とあるのは「者」と、同条第12項中「前項」と</p>	<p>(報酬等の特例)</p> <p>第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額は、前条第3項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日額の報酬を受ける者 日額 <u>1万5,000円</u></p> <p>2 前項に規定する者に対する期末手当については、前条第10項から第13項までの規定にかかわらず、規則で定める。</p> <p>第4条 統一的な基準に基づき報酬を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員で規則で定めるものに対する報酬の額<u>及び期末手当</u>については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。</p> <p>(給料等)</p> <p>第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2条第10項から第13項までの規定は、第2号会計年度任用職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、同条第10項中「者(規則で定める者を除く。)」とあるのは「者」と、「<u>以下この条</u>」とあるのは「第</p>

改 正 案	現 行
<p>あるのは「第6条第5項において準用する第2条第11項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第13項中「前3項」とあるのは「第6条第5項において準用する第2条第10項から第12項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>6 <u>第2条第14項から第17項までの規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第14項中「者（規則で定める者を除く。）」とあるのは「者」と、同条第16項中「前項」とあるのは「第6条第6項において準用する第2条第15項」と、「報酬の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第17項中「前3項」とあるのは「第6条第6項において準用する第2条第14項から第16項まで」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>6条第5項において準用する第2条第11項及び第12項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「第6条第5項において準用する第2条第11項」と、同条第13項中「前3項」とあるのは「第6条第5項において準用する第2条第10項から第12項まで」と読み替えるものとする。</u></p>

業 者 名 及 び 審 査 結 果

事 業 名	(仮称)道の駅「くまがや」整備事業				
事 業 場 所	熊谷市池上地内				
審 査 年 月 日	令和5年11月15日				
提案価格の上限額	4,661,000,000 円				
番 号	業 者 名	審 査 内 容			結 果
		金 額	総合審査 ※	順 位	
1	NECキャピタルソリューショングループ	4,660,786,231 円	技術審査点 : 55.41 価格審査点 : 20.00 総合審査点 : 75.41	1	最優秀提案者

※ 技術審査点と価格審査点の和を総合審査点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契 約 の 相 手 方	契 約 予 定 総 額	う ち 消 費 税 の 額	
熊谷RSマネジメント株式会社 (NECキャピタルソリューショングループの構成企業が出資した特別目的会社)	4,660,786,231 円	398,231,559 円	
	内 訳	設計、土木工事、土木工事の監理、開業準備、維持管理、運営 (その1)	
		契 約 金 額	う ち 消 費 税 の 額
		2,683,099,126 円	232,866,590 円
	内 訳	建築工事、建築工事の監理 (その2)	
		契 約 予 定 金 額	う ち 消 費 税 の 額
	1,977,687,105 円	165,364,969 円	

1 事業名 (仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その1)

2 事業場所 熊谷市池上地内

3 事業概要

- (1) 設計
- (2) 土木工事
- (3) 土木工事の監理
- (4) 開業準備
- (5) 維持管理
- (6) 運営

4 契約の相手方の概要

(1) 熊谷RSマネジメント株式会社は、NECキャピタルソリューショングループの構成企業が出資した特別目的会社である。

(2) 契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
NECキャピタルソリューション株式会社	38.0%
小川工業株式会社	26.6%
株式会社ワールドインテック	19.0%
大和建设株式会社	11.4%
株式会社東海テック	5.0%

5 施設概要

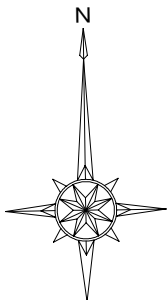
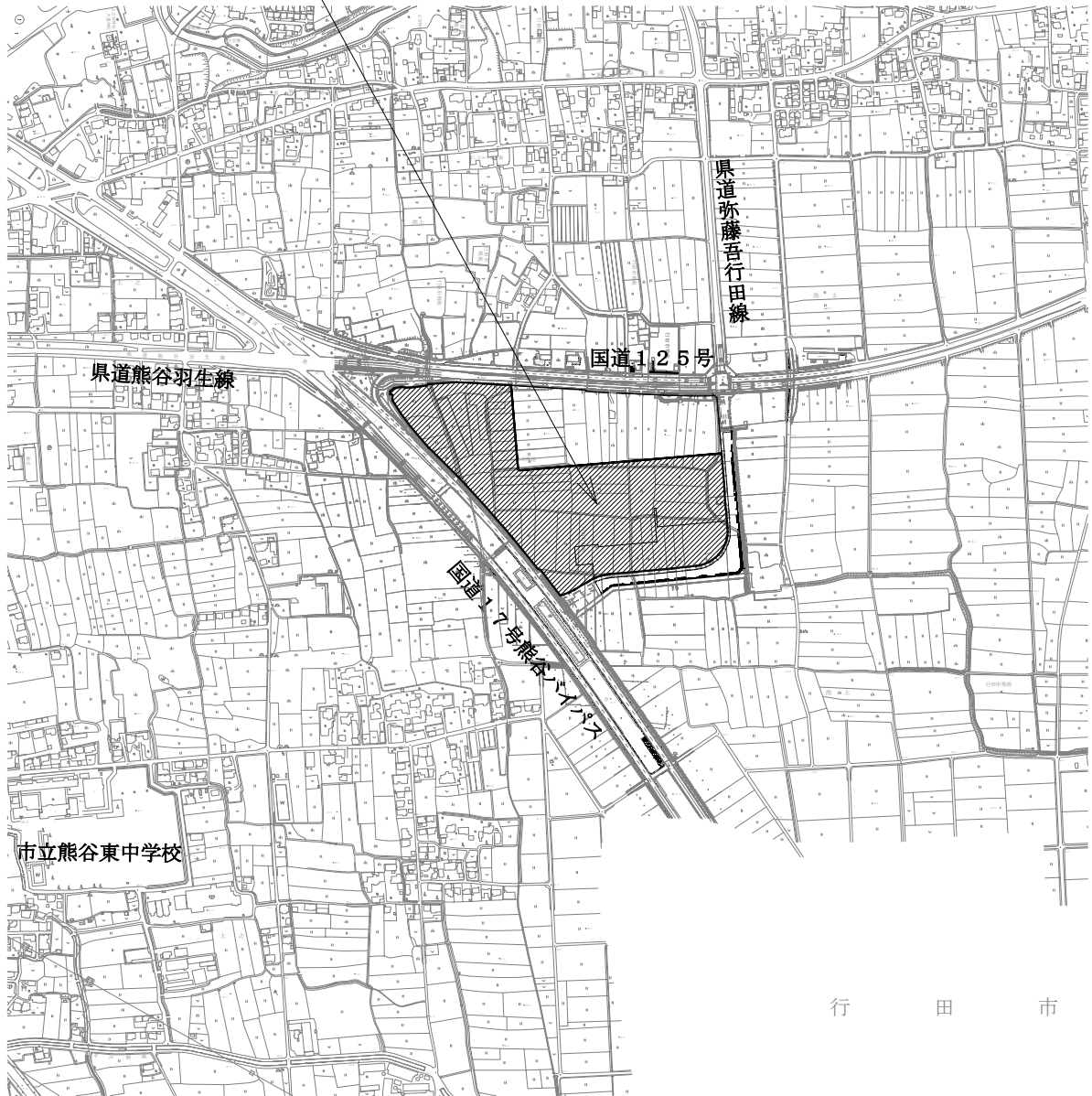
(1) 屋内施設

農水産物等直売所・加工品販売所、飲食施設、屋内遊び場等

(2) 屋外施設

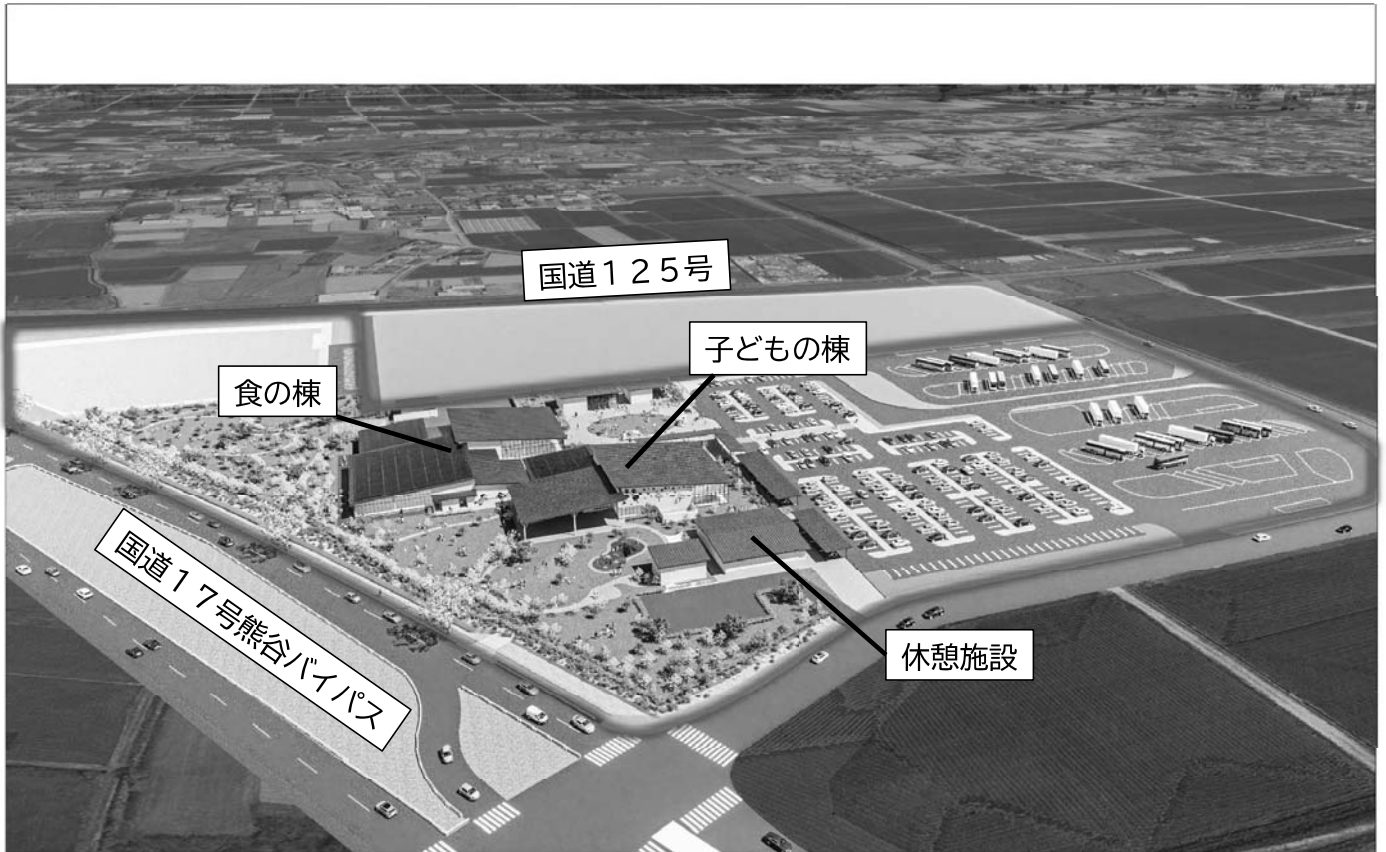
駐車場、緑地、調整池等

事業場所：熊谷市池上地内



案内図

(仮称) 道の駅「くまがや」完成予想図



①鳥瞰図

※今後、基本設計によりデザインや配置に変更が生じる場合があります。

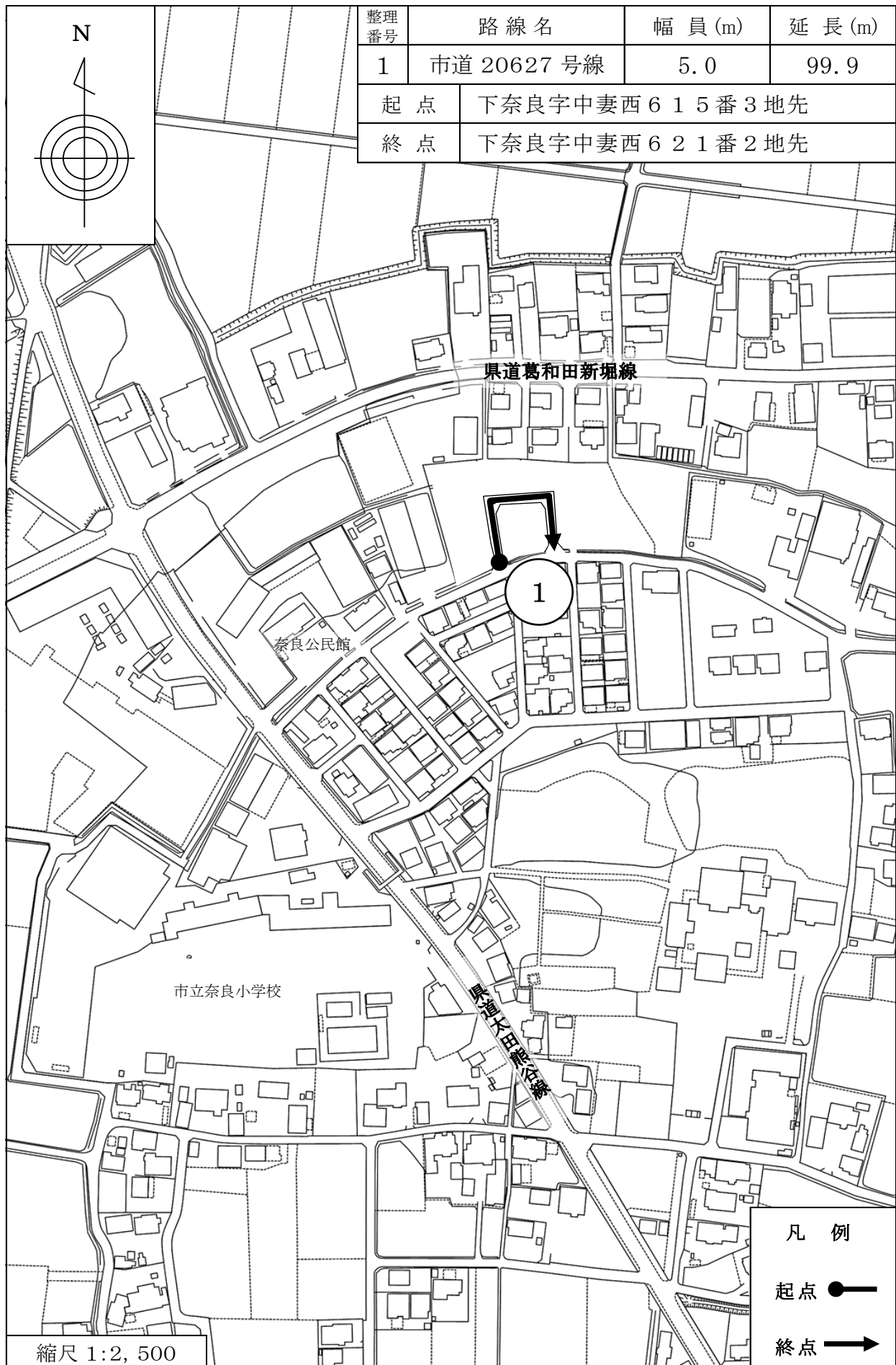


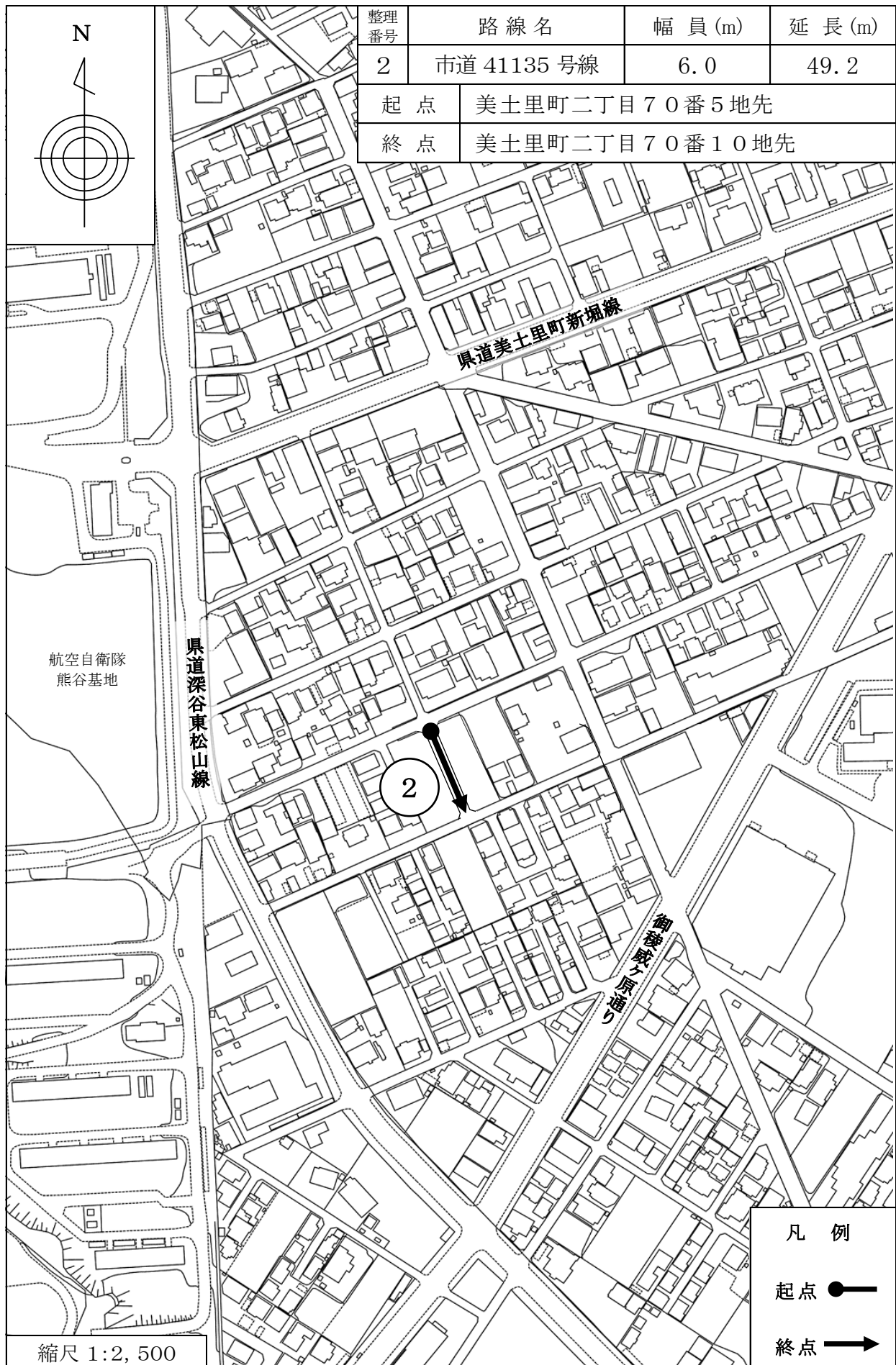
②外観図 (国道17号熊谷バイパスから)

※今後、基本設計によりデザインや配置に変更が生じる場合があります。

認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 20627 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 41135 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため





廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 90412 号線	和田吉野川の改修工事に伴い、当該路線が河川区域となるため
2	市道 妻沼3374 号線	県道本庄妻沼線の拡幅区間が供用開始されたことに伴い、当該路線が重複するため

